



平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 遠州トラック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤 田 邦 彦
(J A S D A Q ・ コード 9 0 5 7)
問い合わせ先
役職・氏名 取締役常務執行役員管理本部副本部長
豊 田 慶 造
電 話 0 5 3 8 - 4 2 - 1 1 1 1

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 25 日開催の取締役会において、これまで進めてきた内部統制システムに係る社内整備、および金融商品取引法が定める「財務報告に係る内部統制」ならびに「反社会的勢力に対する体制」への対応等を踏まえ、平成 18 年 5 月 29 日付け発表の「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、以下のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

当社は、法令、定款、社内諸規程を遵守し、リスクマネジメントと一体をなす内部統制システムを構築・整備することが経営の健全性、透明性を高め、当社にとって最適かつ最大のコーポレートガバナンスに資するとの認識のもと、以下の決議を行いました。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人たる従業員は、法令、定款、社内諸規程を遵守することはもとより、社会人として常に社会規範、社会倫理に則った行動をとり、企業活動を通じて社会的責任（CSR）を果たすものとする。この一環として、「企業行動指針」（10 項目）を定めている。
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）に関する規程の整備を図るとともに、コンプライアンス委員会が各職場における遵法状況を統括的にチェックする体制を構築し、全社的な遵法風土の確立を目指す。
- (3) 内部監査室は、関係部署と連携し、随時、コンプライアンスの状況を取締役や監査役に報告するとともに、不適切な事例については改善のための助言、勧告を行う。
- (4) 取締役および従業員は、それぞれ業務の運営状況について相互に牽制し合い、法令違反等不適切な事実を発見した場合は、内部通報制度（ヘルプライン）その他の手段により、遅滞なくコンプライアンス委員会等に報告するものとする。代表取締役は、かかる風土の醸成に努めるとともに、そのための社員教育を徹底する。
- (5) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に則り、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、これに基づき、コンプライアンス委員会を中心に社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等、所要の取り組みを行う。これらは取締役会に適宜報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程等に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要な場合、閲覧、謄写できる体制を確保する。
- (2) なお、電磁的記録については、IT技術の進展に伴い漏洩リスクが格段に高まっているため情報管理規程に則り、記録媒体の管理を厳正に行い、そのバックアップシステムの整備強化に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の意思決定のタイミングや巧拙に伴う全般的な事業運営リスクや機会損失リスク、与信リスク、システムリスク、環境侵害リスク、訴訟リスク等、多岐に亘る諸リスクを的確に把握し、適時、適切に取締役会、関係部署に伝達する体制を構築する。これらリスクの管理および損失の予防のため、業務執行体制を強化し、横断的な組織・会議体の整備を行う。
- (2) 斯業にとって最もリスクウェイトの高い交通事故や荷役作業中の事故防止に向け、業務管理部主催の安全衛生委員会や自動車整備講習会等を定期的に開催し、事故原因の究明、対策の立案、実行に努める。
- (3) 大規模地震災害等に備え、有事の際の防災体制を確立するとともに、今後、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、業務運営上の役割および責任を明確化するため、執行役員制度を導入し、取締役が経営環境の変化に機動的に対応できる体制を確保する。
- (2) 当社の経営上の重要事項は、定例取締役会または臨時取締役会に報告、付議される。また日々の業務執行状況は毎週開催される本社連絡会議（本社執行役員、部・次長等で構成）、事業所別の月次の業績分析や対策の立案は毎月開催される業績分析検討会議（役員、事業部長、本社部長、営業所長で構成）や事業部会議、また重要な稟議事項、投資案件等については毎週開催される経営会議（常勤役員、執行役員で構成）で審議するなど、諸会議を通じて取締役の業務執行や意思決定の判断に資する体制を確保する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社（親会社）と関連子会社が一体となった内部統制システムを推進するため、子会社においても当社に準拠した内部統制システム、コンプライアンス体制の構築に向けた社内諸制度の整備を図る。
- (2) グループ会社間の連携をより緊密にするため、関係会社会議を定期的で開催する。なお、関連子会社の月次の業務執行状況や重要な経営事項は当社取締役会に報告、付議される。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その指名を行う。
- (2) 前項の使用人は、取締役会および他のいかなる業務執行部門からも独立し、その指示命令権限は監査役に属し、監査役の同意なく当該使用人の人事異動等を行わない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、適時、重要な経営情報、業務の執行状況を監査役に報告する。監査役は取締役会をはじめ、前記の諸会議に必要な応じて出席するとともに、取締役に対し報告を求めることができる。
- (2) 内部監査室、および監査役の職務を補助すべき使用人の指名を受けた者は、当該監査の計画およびその結果を監査役に適時、的確に報告するとともに、監査役監査と内部監査の実施方法、その報告体制等について相互に必要な調整を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に監査上の重要事項について代表取締役と意見交換を行うとともに、他の取締役、会計監査人、子会社の取締役等との情報交換に努める。当該会合には必要に応じ、顧問弁護士等の社外専門家の出席を求める。
- (2) 監査役は内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、経理部、総務部、経営企画部等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示のもと、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (2) 取締役会は、代表取締役による内部統制活動が有効に機能することについて監督責任を負い、監査役、内部監査室は、それぞれ独立した立場から内部統制の整備、運用状況を監視し、必要に応じその改善策を取締役に勧告する。

以 上